

総務文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成27年9月8日(火)
- 2 会議時間 13時00分開会 14時01分閉会
- 3 出席議員 委員長：高橋政悦 副委員長：鈴木孝寿
委員：北村光明、木村好孝、口田邦男、中島里司
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：渋谷直親
- 5 説明員 小笠原総務課長、本田総務課長補佐、鈴木総務係長
浜田参事、安宅参事
- 6 議 件
 - (1) 付託条例の審査について
議案第68号の審査
清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の
制定について

議案第69号の審査
清水町消防報償金に関する条例の制定について
 - (2) その他

※8月26日から27日に実施した総務文教常任委員会視察研修の報告書を各委員に配布した。
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長：(高橋政悦) ただいまから総務文教常任委員会を始める。本日は説明員として5名の出席をしてもらっている。今日の議題は配られたレジメのとおり。

議件(1) 付託条例の審査について

議案第68号

清水町消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団の任命等に関する条例の制定について

議案第69号

清水町消防報償金に関する条例の制定について

委員長：(高橋政悦) 付託された条例は2つあるが、まとめて説明をお願いします。

総務課長：説明員紹介後、別紙資料の説明。

総務係長：消防団設置条例と報償金条例の説明。新旧対照表の説明。

委員長：質問を受け付ける。

口田委員：消防団長は町長が任命することになるが、任期はないのか。

総務係長：任期はある。条例で任期を定めているのは少ない状況。大枠を決めるのが条例で、細かなところは規則で定める。4年を予定している。

鈴木委員：規則については、いつの段階で。

佐藤局長：議決事項ではない。

鈴木委員：どこかのタイミングでは規則もみななければならないと思っているが。

総務課長：規則は完全なものがまだできていない。精査中でありまだ出せるものではない。

委員長：質疑が無いようなので説明員にはこれで退席してもらおう。休憩する。

【休憩 13:13】

委員長：会議を再開する。

【再開 13:14】

委員長：採決にうつる。議案第68号について賛成の方は挙手願う。全員一致で可決とする。次に議案第69号の採決を行う。賛成の方は挙手願う。全員賛成で可決とする。

(2) 所管事務調査の申し入れについて

委員長：所管事務調査の申し入れ項目についての審議を行う。前回から継続調査となっている給食センター関係は決定しているが、それ以外に調査すべき項目を考えている方がいれば意見を出してほしい。

中島委員：まちづくり基本条例が制定されて何年になるのか。10年は過ぎていると思う。一度検証をすることはできないか。時代に合っているものなのかを見た方がいいのでは。パブリックコメントという制度が今の時代悪いとは言わないが、状況によって方法を振り分けて住民に直接説明会などを開くなどのスピードアップを図る方法はできないものかを含めて検証してはどうかと思っている。

委員長：まちづくり基本条例の検証についてということで意見があった。全て検証をするとなると莫大な時間がかかると思うが、ターゲットを絞ってどうやるのかというところだがいかがか。

北村委員：議会の立場として見直しをしてみてもと思う。全項目に渡って行うかと言えば、さらっとみたなかでの判断でよいと思うが、あまり機能していないのではないかと思う。パブリックコメントが全てではないだろうと思う。並行してやるべきなのに物事が遂行しないことの口実にされているように感じる。パブリックコメント自体が難しいような状況の中で問われている感じがする。もっと町民に親しみやすいように工夫してもらいたい。

委員長：まちづくり基本条例に関わっている所管課は企画課だけでいいのか。

佐藤局長：まちづくり基本条例自体は企画課。パブリックコメントはすべての課が関わっている。

中島委員：全体で行う部分と、企画がメインになると思うが、項目としては漠然となるわけにはいかないの私としてはパブリックコメントということにしている。内容については

協議してもらい、所管事務調査の対象にしていればよいと思う。局長からはこういう形の調査ができるのかを回答してもらいたいと思う。

佐藤局長：所管事務調査は町が行う事務の中で、それぞれ委員会で担当を分けているので総務文教が所管する事務調査をすることは可能。まちづくり基本条例は企画課が所管していることがはっきりしているので調査は可能だろう。

委員長：次の12月定例会までの所管事務調査としては、いまのところ給食センターに関わることと、いま言われたまちづくり基本条例の2点が出ている。その他にあるだろうか。

(特にないの声あり)

委員長：この2点についての調査の申し出を行うことにする。

調査項目

- ・学校給食における危機管理について
- ・まちづくり基本条例の町民意見提出制度について
- ・その他所管に関する事項について

(3) 関連質問等の意見聴取

委員長：これについては、議会運営委員会において協議されている。事務局で別紙のとおり調査してもらっているので局長から説明をお願いする。

佐藤局長：別紙資料の説明。

委員長：説明のとおりだが、総務文教常任委員会の見解を議運に伝える意見をお願いする。議運でも慎重に行うということで委員会に下されている。これを言い出したのは私だが、決まりが多くて閉ざされてしまうよりは道を開いておくべきだろうという考えがある。やらなければならないということではなく、チャンスを残すべきだろうという考えでいる。必要がないとか、次回に質問をしたらよいだろうという意見もあった。鉄は熱いうちに叩けという言葉ではないが、そのときでない熱が冷めて「まあいいや」という方がほとんどだと思うが、それを解消するためにその場で納得したい。そのときに何ができるのかということ清水町議会でチャンスだけは作ってくれないかという意図がある。委員会として必要ない、規定の中で運用してはどの意見があれば委員会としての意見として議運に伝える。

北村委員：2回の一般質問を経験しているが、不慣れな要素もあって的確な質問を次々とやっていけない現状もあり、言うべき質問を用意していたにもかかわらず、前段での部分で引っかかってしまい次のテーマに移れなかったこともあった。もう少し何とかならないのかとは思っていた。一般質問においては答弁に関して、他の人が質問したことに対して新たな疑問を思うことはあるのではと思う。関連質問ができることはあってもよいのではと思う。質問は無制限とはならず制限はあってよいと思う。

委員長：各委員の意見を伺いたい。

口田委員：あればよいという気がないわけではない。しかし、本町の議会に当てはめるとどうなるのか。時期尚早ではないか。いまある一般質問等での議論をもっと深めて取り組んでは。言いたい放題になる可能性もある。

北村委員：時期尚早ということだが、どうなれば可能になるのか。議員の資質において良識ある質疑をすることは望まれるが、待っているだけでは実現できないのでは。関連質問をしたいと思った時の手続きの問題を決めておけばよいのではと思う。

中島委員：議運で資料のとおりの見解を出しているので、これに納得をしていただくということしかない。特に町村議会議長会で4つの見解が出されており、この内容のとおり了承してもらいたい。

委員長：議長会からの4つの項目の見解で、「次々に多数の関連質問が出される恐れがある」そうであれば規定の中で、次々に多数の関連質問を出してはならない、「関連質問に名を借りた新たな通告以外の新たな質問ができる恐れがある」それなら通告以外の新たな質問は認めない、議事妨害は許さない。心配されていることを規制すれば全然いける気がするが、いかがか。

中島委員：それはみんなに問いかけているのか。

委員長：はい。つまり、一つの道を作っておくだけで規定は厳しくする。要するに議長会で心配していることを全て認めないという方向で規定してしまえばこの心配はなくなるわけだから許可しないという見解はそうではなくなるのではないか。これは個人の意見だが。

中島委員：きつい言い方かもしれないが、いまは個人ではなく委員長である。この委員会のまとめ役となっている。みんなに聞いてその中でまとめとして委員長の意見を含めていうことはよいが、一つひとつについて話をする前に進まなくなってしまう。私はあえて道筋を作るという部分は言葉ではなくて、具体的に「こういう方法」というものまである程度この場で示してもらわなければ、そういう話にはならないのでは。言葉で道筋を残すと言えはよく聞こえるが、そういうものを現実問題としてどうかと疑問に思う。議長会で出された見解で一定の理解をせざるを得ないのではないかと思う。別なやり方であれば示してもらいたい。新たなものが出せるのであればまとめて出してもらいたい。

北村委員：ここに議運委員長がいてそちらの考え方もここに反映されることは仕方のないことと思うが、総務文教委員としての意見があってもよいと思うし、立場上言えないと思うならそれはそれで仕方のないこととも思う。このなかで2つの委員長同士の意見がぶつかるという委員としてはどうなのかと思ってしまう。

佐藤局長：あくまでもここは意見聴取の場なので、決める場ではない。

鈴木委員：参考までに聞くが、昔清水の議会には会派があったが、会派を作ってはいけないということではないと思う。会派を結成して、連名で質問を出して代表者が質問することは問題あるのか。

委員長：休憩する。

【休憩 13:42】

委員長：再開する。

【再開 13:42】

口田委員：いいことだとは思いますが、しかしいろいろとクリアしなければならない。そういうものを含めた中で、議運で検討してもらえないかな。

鈴木委員：先ほど言った会派のあり方も含めて、関連すると誰でもとはならないのでここに書かれている部分は解消できるような気がするので検討していただきたい。もう一つ議運で検討していただきたいのが、これは本当に一般質問なのかというような、例えば担当課に行けば話が終わり、それ以上の発展性が無いような質問が過去にもあるように思う。その辺の調整をしっかりとしなければ、議会に対しての不満はなくなるのではないかな。そういうことも合わせて議運でしっかりと検討してもらいたい。

木村委員：質問が一つあるが、町村議会に関する基準の第86項で、「町村議会の運営に関する基準」というのはどの程度まで拘束力があるのかを聞きたい。

佐藤局長：ここでいう基準というのは、清水町議会で言う運用例になる。全国議長会で標準的なものを示しているのが、町村議会としては準じているところが多いと思う。全てがそれに従わなければならないかということ、それぞれの議会が決めることなのでそうではないと思うが、共通の準則を示しているのが圧倒的に多いと思う。

木村委員：4点に渡って問題点が出されているということは、いままでの議会運営の中の例が様々に出されて議会改革等を含めながら、ある一定の議会の期間と言うか、いつまでも続けてもいいわけではないという関連の中で決められていると思う。一つは関連する問題が出るのは、質問する自分自身の資質能力の問題があると感じている。深める。町民から見ると、言われている質問をもう少し深めるとか、私の質問の時には「質問に答えていないのでは」というヤジが出たこともあった。かみ合わない時がある。答弁とかみ合わなくて諦めることもある。ずれを誰かが指摘してくれることによってかみ合ってくることもあるのではという思いもある。結論は言えないが、議会の運営上、通告制となっている。同じような質問については避けるというか、順番があるが、このあたりを工夫できないかと思うところはある。今回教育の質問をした時も、通告の時点でわかっていればわりと調整ができる部分もあったのではと考えていた。

北村委員：順番の調整ということか。

木村委員：内容というか、項目調整。

北村委員：一般質問を出したときに似通ったテーマがあった場合に調整をしてもよいのではないかなと思っている。議員としてこういう質問をしたとかどうとかいうことを重視するとなれば、おいしいところを持っていかれるとかそういうことを心配する人もいるのではと思うが。

木村委員：整理はつかないが、議論をする町と議員との質問された内容をより深めていき、町民に分りやすくしていく方向性を持ったとすれば何らかの方法が必要ではないかと思う。新たな方法をとるときに、課題があげられたところの克服をどうしていくのかを考え

ながら何らかの形でできないものか。言葉がまとまらない。

委員長：意見を聞いて、これは議運から渡された文書であっていま初めて聞いたのだが、結論がこれだから駄目だという議運の見解ということだがそうなのか。

佐藤局長：結論というか、議運としてはそれぞれの議員の考えを聞いてきてくれということだった。

委員長：先ほどの話だとこれに納得してくれということだったが。議運の委員長としての発言か。

木村委員：議運としてはこれが統一見解というか、見解なのでこの段階で納めてほしいというのが最終のものなのか。

中島委員：私は議運という立場でものを申し上げている。了解してくださいとしか言えない。ただいろいろな意見が出てくれば何もしないということではない。聞かれれば、まとめる側にいるので、今回も会派の話が出たが会派は誰が作るのかと言えば自分たちで作ることだからやるのであれば自分らでやればいいことだと思う。議長から会派を作ってくれと言う話にはならない。

鈴木委員：いまの意見を聞いた中で、会派を作るのは個人だが会派の質問を連名として認めるという前提なのか。

委員長：休憩する。

【休憩 13:53】

委員長：再開する。

【再開 13:56】

委員長：意見はあとで事務局と精査をしてから議運に伝えることにする。

(4) その他

委員長：何か委員からあるか。無ければ事務局からあるか。

佐藤局長：所管事務調査の時期的なものはどうするか。

委員長：所管事務調査の時期だが、特にというものはあるか。無ければ事務局と調整するが。

中島委員：屋外ではないので、多少寒くてもできる調査だと思う。個々の調整は事務局へ伝えることでよいのでは。最終的な決定は委員長に一任してよいのでは。

木村委員：今回の所管事務調査の報告がされた内容を見て、課題提起というか、前向きに考えなければならぬものが多かったと思う。そういうのは個人の一般質問でしか進めることができないものなのか。

委員長：休憩する。

【休憩 13:59】

委員長：再開する。

【再開 14:01】

委員長：所管事務調査の時期について不都合な日があれば、個人的に事務局へ申し出てもらいたい。最終的には事務局と私で調整する。これで本日の委員会を終了する。